

介護保険福祉用具貸与における同一品目の複数貸与の取扱いについて

令和6年10月
南アルプス市介護福祉課

「福祉用具貸与における同一品目の複数貸与」については、利用者の自己負担の増加にも繋がることから、適切なアセスメントを行った上で、サービス担当者会議で費用対効果やその必要性を十分検討していただく必要があります。このため真に必要な場合に限り、居宅サービス計画書に位置付けた上で貸与してください。

1 市への届出について

市への届出は原則不要です。ただし、別表の「複数貸与が必要と想定される理由」以外で同一品目を複数貸与する場合は、市への届出が必要です。判断に迷う場合は、介護福祉課へお問い合わせください。

2 提出時期について

原則、貸与開始前に市へ提出してください。なお、継続して同一品目を複数貸与する場合は、要介護（要支援）認定の有効期間が切れる前に提出してください。

3 有効期間について

理由書の提出日から要介護（要支援）認定の有効期間終了日まで

※更新の場合は、要介護（要支援）認定の有効期間開始日から認定の有効期間終了日まで

4 提出書類について

- ・福祉用具貸与同一品目複数貸与理由書
- ・居宅サービス計画書第1表～第4表の写し
- ・アセスメント表
- ・福祉用具のカタログ等の写し（複数貸与する福祉用具の全て）

【注意点】

（1）居宅サービス計画書には、必ず同一品目を複数貸与する理由が明確に記載されていること。

（2）サービス担当者会議の要点には、同一品目を複数貸与する必要性について検討した内容が記載されていること。

5 運用状況の確認について

運営指導やケアプラン点検等にて随時運用状況の確認を行います。不適正と判断される場合は、介護保険法に基づく措置をとることになりますので、適正な運用を行ってください。

福祉用具の同一品目複数貸与が必要と想定される理由

用具の品目	複数貸与が必要と想定される理由
車いす	・ 本人または介護者がタイヤ等の拭き取りや持ち運びをすることが困難なため屋外と屋内で併用できない場合 ・ 住環境により、屋外用と室内用でサイズを変更する場合
車いす付属品	車いすを複数貸与する場合で、付属品についても必要である場合
特殊寝台	想定されない
特殊寝台付属品	用具の機能を確保するための場合（落下防止のためにサイドレールを設置するが、一組では落下の危険性がある等）
床ずれ防止用具	想定されない
体位変換器	クッションタイプ等のもので他の体位変換器と同時利用が必要な場合
手すり	利用者の日常生活範囲において必要である場合
スロープ	利用者の日常生活範囲において必要である場合
歩行器	・ 本人または介護者がタイヤ等の拭き取りや持ち運びをすることが困難なため屋外と屋内で併用ができない場合 ・ 住環境により、屋外用と室内用でサイズを変更する場合
歩行補助つえ	・ 本人または介護者がつえの拭き取りをすることが困難なため屋外と屋内で併用ができない場合 ・ 用具の機能を確保するための場合（つえが二本であれば歩行が安定する等）
認知症老人徘徊感知機器	利用者の安全を確保するための場合
移動用リフト	想定されない
自動排泄処理装置	想定されない